

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年3月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール甲賀店 甲賀市水口町泉字下川原 1405 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田 88-2 代表取締役 土屋裕雅
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 駐車場の位置および収容台数 835 台
 - (2) 変更後 駐車場の位置および収容台数 650 台
- 4 変更年月日 平成25年10月28日
- 5 変更の理由 地権者からの一部土地の返却要望によるため
- 6 届出年月日 平成25年2月26日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成25年3月15日から平成25年7月16日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年7月16日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1